

公益通報者保護制度の実効性向上に向けて

消費者庁新未来創造戦略本部 栄 礼司（さかえ れいじ）

ニュースや新聞報道等で「内部告発」あるいは「内部通報」という言葉を聞いたことはないだろうか。

これまで数多くの不祥事が、従業員による行政機関や報道機関への内部告発によって発覚してきた。企業が組織内の法令違反や不正行為を放置しそれが発覚した場合、消費者、取引先等からの信頼や企業価値を大きく損なうのみならず、経営者や従業員は職や地位を失うことになるかもしれない。国民生活の安心・安全を損なうような企業の不正を未然・早期に通報すること、そして、その通報を当該企業自身や関係行政機関等が可及的早期に把握して適切に対応することは、社会経済の健全な発展や安全・安心を確保するために重要なことである。

しかしながら、勤務先の不正を通報した従業員は、通報を理由として解雇や降格、減給等の不利益な取扱いを受けてしまうことがある。そこで、不正の目的でなく通報を行った従業員を、前記の不利益な取扱い等から保護することを目指す「公益通報者保護法」が平成16年に成立・公布（平成18年に施行）され、令和2年の法改正を経て改正法が令和4年に施行

された。

公益通報者保護法では、「どこにどのような通報を行えば、保護される対象となるか」に係る要件が定められている。例えば、通報先については、勤務先への通報（内部通報）のほか、行政機関や報道機関等の勤務先以外への通報（外部通報）がある。内部通報については、改正法の施行により、従業員数301人以上の企業は、内部通報制度の導入が義務付けられたが（従業員数300人以下は努力義務）、企業にとって内部通報は大きな意義がある。

内部通報は、企業内の不正を早期に発見、是正することにつながり、ひいては企業価値や役員・従業員を守ることにつながるものである。消費者庁では、義務化された内部通報制度の導入促進のため、支援キット（解説動画や内部規程例等）を消費者庁のウェブサイトにおいて公開しているの、ぜひご利用いただきたい。

消費者庁新未来創造戦略本部では、公益通報者保護制度の周知・啓発及び実効性向上のための取組を実施している。その一つとして、地方公共団体における同制度への対応に係る実態を把握する

べく、四国域内の公益通報対応体制整備済みの地方公共団体を対象にアンケート調査を実施した。地方公共団体は、職員からの内部通報を受け付ける「勤務先」という顔のほか、企業の従業員等からの外部通報を受け付ける「外部通報先」という顔も持っている。アンケート調査では、担当部署や人員体制、制度の組織内外への周知方法等について質問した。アンケート結果は、これから体制整備を行う地方公共団体の参考資料としてもらうために説明会等で紹介しているの、ぜひ参考にしていたきたい。

また、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室とともに、全国各地において企業や地方公共団体を対象とする説明会の開催やヒアリング調査を実施している。ヒアリング調査を通じ、組織内のイントラネットのトップページに通報フォームのパナーを配置しているといった事例、eラーニングを活用して定期的に職員・社員への通報制度に関する研修を行っているといった事例、通報を受け付けた後の対応フローチャート等を独自で作成しているといった事例が確認できた。通報制度は、組織

ごとに自主的に工夫し、制度を構築することが求められるところ、各事業者においても、社員等に公益通報者保護制度を周知し、通報に適切に対応するために様々な取組や工夫をしていることが伺われた。

一方、組織内における通報受付や不正調査等の担当者の中には、これまで通報を受け付けたことがないことから、通報があった際の対応方法に不安がある等の懸念を抱いている者もいるという課題も見えてきた。そこで、令和5年度に開催した説明会では、事例を用いて対応方法や留意点を検討するといったグループワークも行うことで、企業等の通報対応担当者への情報提供を行うとともに適切な通報対応に資する研修を実施している。

企業等における違法行為の早期是正・被害の拡大防止のために、ひいては、企業価値や役員・従業員等を守るために、公益通報という手段は非常に重要である。消費者庁新未来創造戦略本部では、今後も、公益通報者保護制度の実効性向上のために様々な取組を実施していきたい。